

## － 審査事務規程の一部改正について（第13次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年10月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれがないよう排気管の取付位置について規定するとともに、車体から突出した排気管の取扱いを規定します。[7-60]
2. 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の一部改正に伴う改正
  - 審査の実施方法について、自動車の種類に応じた書面審査の取扱いを明確化することとします。[4-7、4-12]
3. 第8章の構成の見直し等
  - 審査事務規程において、「改造等による変更のない使用過程車」の継続検査等の場合には、第8章を適用して審査するという規定の構成になっているところです。このため、第8章から構造等の要件を極力削除し、劣化や磨耗の確認等に関する事項のみを残すこととします。[第8章]
  - 検査コースにおいて審査することのない小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車に関する規定を削除します。[全体]
4. 新規検査等における提出書面関係 [別添2]
  - 別添2中の附則の構成を見直します。
  - 提出書面の記載方法等について更なる明確化を図るとともに届出書様式の一部を変更します。また、事前審査管理番号を有する自動車の活用方法の明確化及び活用期限を規定します。
  - 細目告示別添114対象トラクタについて、当該基準への適合性を改めて審査する必要がない場合には事前審査対象から除外します。
5. 特種用途自動車に適用する基準の判断方法を規定します。[4-16]
6. 並行輸入自動車の区分について「指定自動車等と関連」と「不明」の2種類に変更するとともに届出書様式の一部を変更します。[別添3]
7. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347